

棚卸資産に係る税務/法人税が分かる(2)

Index

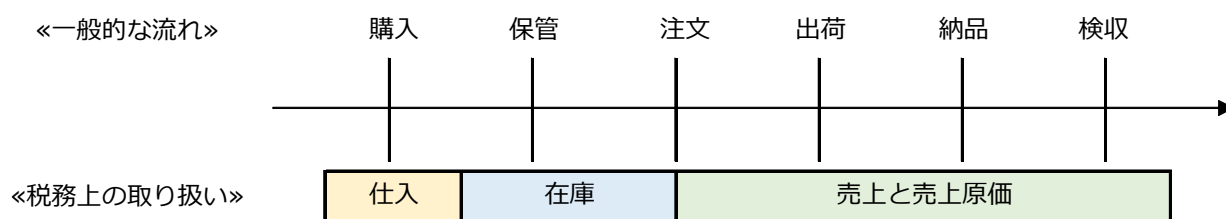
- 1 棚卸資産に係る税務上の重要ポイント
 - 2 取得価額の計算
 - 3 仕入の計上時期
 - 4 売上の計上時期
 - 5 締め後売上の計上
 - 6 在庫の計上金額が適正か
 - 7 評価損の計上は適正か
 - 8 廃棄損の計上は適正か
 - 9 商品開発に係る税額控除(試験研究費)
-

1 棚卸資産に係る税務上の重要ポイント

第1回では法人税の概要、利益と所得の違い、所得金額の算定方法などについて解説しました。第2回は、期ズレなど実務上のミスが生じやすく、税務調査においても詳細にチェックされる棚卸資産に係る税務について解説します。

棚卸資産とは、商品、製品、半製品、仕掛品、原材料などの資産（不動産会社が販売目的で所有する不動産を含む）をいいます。棚卸資産は次のような流れで取引されることが一般的です。

(図表1) 【棚卸資産取引の一般的な流れと税務上の取り扱いのイメージ】



(出所：税理士法人AKJパートナーズ作成)

(注) 外部から購入する商品を前提としています。

棚卸資産に係る税務上の取り扱いは、取引の流れの中で「いつ」「いくら」で仕入・売上・売上原価を計上するかなど税法上で明確に決められており、税務調査においても最重要項目に挙げられやすい項目の1つになります。

棚卸資産に係る税務上の重要ポイントは次のものがあります。

(図表2) 【棚卸資産に係る税務上の重要ポイント】

状況	ポイント
仕入	取得価額の計算
	仕入の計上時期
販売	売上の計上時期
	締め後売上の計上
在庫計算	在庫の計上金額が適正か
	評価損の計上は適正か
	廃棄損の計上は適正か

(出所：税理士法人AKJパートナーズ作成)

仕入・売上原価・評価損など損金の過大計上や、売上（益金）の過小計上は、所得を少なくする（＝納税額が少なくなる）ことに直接影響するため、税務調査でも詳細にチェックされます。以降では、これらの税務のポイントの詳細および商品開発に係る税額控除を紹介します。

サンプルレポート

本レポートは、サクセスネットで公開している
ビジネスレポートの一部を公開したサンプルです。
サクセスネットサイトにログインした後、全文を
閲覧することができます。